

別表六（二十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「適用可否3」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
 - (1) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人以上である場合で、措置法令第27条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表している場合（同条第2項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する case に限ります。）
 - (2) 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円未満であり、又は「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人未満である場合
 - (3) 措置法第42条の12の5第2項の規定の適用を受ける場合
- 3 「教育訓練費の額15」の欄は、措置法令第27条の12の5第12項に規定する教育訓練費の額を記載します。